平成２５年（フ）第６５７号
千葉県松戸市新松戸南１丁目311番地　コーポ寿江102号
債務者　三好　路子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１６７号
千葉県大網白里市みどりが丘３丁目28番地10
債務者　野田　信一
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５号
千葉県山武郡九十九里町真亀421番地５　グランディハイツ九十九里Ｂ―202
債務者　六﨑　茂和
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６５号
新潟県燕市白山町３丁目９番17号
債務者　横田　義久
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第７５号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字五十嵐39番地１
債務者　岡部　　光
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
青森県五所川原市みどり町５丁目３番地　県営住宅７－４－３
債務者　清野　恵三
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２２６９号
愛知県海部郡蟹江町富吉４丁目113番地　第２富吉住宅802号
債務者　髙橋　次男
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５４号
広島県福山市田尻町4315番地シティハイツ佐藤201
債務者　高瀬　幹之
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２１５４号
名古屋市中村区中村町４丁目51番地の１　清正ビル403号
債務者　松本　一仁
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１５５号
名古屋市中村区中村町４丁目51番地の１　清正ビル403号
債務者　松本　千鶴
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２０７号
名古屋市緑区南陵201番地　桶狭間荘４棟407号
債務者　上條秋子こと　陶　　娟
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２０号
名古屋市千種区松軒２丁目11番17号　後藤第７ビレッヂ304号、従前の住所名古屋市千種区今池５丁目３番６号　サンパーク今池802号
債務者　水木　志知
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９４号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉218番地８
債務者　村上　里代
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６１２号
北九州市八幡西区西神原町８番20号
債務者　別役　英訓
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７３７号
北九州市戸畑区福柳木１丁目18番22号　111号室
債務者　安達　久美
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７４６号
北九州市八幡東区枝光２丁目４番20号
債務者　向江　将司
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６８９号
熊本市北区徳王１丁目２番32号　徳王レジデンス202号、前住所熊本市中央区本荘２丁目11番23号　103
債務者　白川美奈子（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係